

2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画

I 基本方針

当事業団は取手市域における高齢者等の健康・医療・福祉に関する総合的な向上に寄与することを目的としています。その目的を果たすべく、最新の感染症対策を行ったうえで、高齢者等への総合的な介護事業を進めてまいります。

より良きサービスが提供できるように、努力を重ねて、ご利用される皆様にご安心してご利用いただけるように、以下の事業を進めてまいります。

(新型コロナウイルス等の感染症の拡大状況により、一部の事業計画が実施できない場合があります。)

<理念>

- 1 ご利用者様の尊厳を守ります。
- 2 安全に配慮しながら、ご利用者様の生活機能の維持・向上を目指し、総合的に支援します。
- 3 ご家族や地域の人々・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるように支援します。

<実践内容>

ご利用者様のケアの実践としてTHF運動を推進して、安心安全のケアサービスを提供いたします。

- 1 Thinking care ご利用者様の立場に立って考える介護
- 2 Hugging care ご利用者様の考えに寄り添う介護
- 3 Follow up care 在宅復帰後もつながりを持ち最後まで関わっていく介護

II 公益事業

- 1 介護老人保健施設サービス及び短期（予防）入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営

(1) 生活困難者への支援を目的とした介護老人保健施設の運営

社会福祉法に定める第2種社会福祉事業（自己負担費用の無料又は低額）を行う介護保険施設を運営しています。

これは、生活困難者に対する支援や利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることを目的として、利用料の一部を減免しているものです。

また、短期（予防）入所療養介護サービスでは施設の空きベッドを短期間利用し、在宅生活における身体的機能の低下の予防や家族の介護負担の軽減を目的に事業を行っています。短期（予防）入所療養介護サービスも、生活困難者への支援を目的に減免規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。

(2) 介護老人保健施設の運営

介護老人保健施設の特徴は、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種がご利用者様の身体機能に合ったケアプランを立案し、リハビリテーション等を行い、自立した在宅生活が営めるようにする施設です。地域包括ケアシステムに示された地域連携を図りながら、ご利用者様の在宅復帰を着実に推進してまいります。

① 家族会

ご家族からの施設評価としての意味合いや、日頃の悩みを話し合っていく機会を作り、情報の共有の場としての機能を強化してまいります。

② 安全や衛生の管理

(ア) リスク管理の徹底

要介護状態の高齢者は免疫力の低下を伴っているため、健康・安全両面でハイリスクグループであり、集団生活という状況に起因するリスクや、地域に開かれた施設であるがゆえのリスクを常に抱えています。新規のご利用者様や職員を含めた感染症対策を第一義と考え徹底した管理を行い、安心してご利用いただけるよう、安全・衛生委員会を中心にリスク管理を徹底してまいります。

(イ) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス等の全ての感染症については、最新の対策マニュアルを遵守して対応しまん延防止に努めてまいります。

また、管理する上で欠かせない、衛生備品（マスク・手袋等）についても保管数を見直し、通常備蓄の3倍の備品を確保して、不測の事態に備えてまいります。

(ウ) 事故や自然災害や感染症等への対応

現在、施設内での事故防止対策として安全・衛生委員会を設置してひやりはっと報告に基づいて、各事例を多方面から分析検討し、事故予防の対策を図っております。事故が起きてからではなく、未然に防ぐため、ご利用者様個別のアセスメントのみならず、ケアプラン・介護状況・環境・連携体制に至るまできめ細かく検討し、ご利用者様に安心安全なサービスの提供ができるように引き続き努力してまいります。

また、災害時に持続可能な運営を図るため、業務継続計画書（BCP）を基に自然災害や感染症等を想定した対応のシミュレーションを重ねて不測の事態に備えてまいります。

③ 個別ケアの充実

THFケアをより実践化させたユマニチュード（ご利用者様の目線で正面から見つめ・優しい前向きな事を何度も話しかけ・ご利用者様と触れ合いながら寝たきりにならないようになるべく立位保持を促す。以上4つの介助方法を用いた手法）を柱にした介護を実践してまいります。

また、老人保健施設の特徴の一つでもある多職種（医師，看護職，介護職，理学・作業療法士，言語聴覚士，薬剤師，管理栄養士，ケアマネージャー等）協働でご利用者様の個別ケアの充実を更に高めてまいります。

（ア）要介護状態の重度化への対応

胃ろう挿入者へのケアの充実を図ってまいります。

（イ）ターミナルケア（エンドオブライフケア）の充実

毎月のターミナルケア委員会を中心に，ご利用者様及びご家族の皆様に安心してより良き終末期ケアの提供ができるよう充実させてまいります。

（ウ）栄養改善の取組み

低栄養リスクの高いご利用者様に対して，多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成して低栄養リスクの改善に努めてまいります。

④ 「食」に関する安心安全サービスの充実

施設の生活の中で，ご利用者様が一番楽しみにしているものの一つとして食事が挙げられます。管理栄養士の管理のもと，安全な食材料の提供のため品質管理を徹底して感染症対策をしっかりと立てて適切な食事摂取が行われるよう支援します。

また，より一層食を楽しんで頂けるように様々な企画を立ててまいります。

＜食事プロジェクト＞

- ・毎月のお楽しみ献立の拡充
- ・仕出し弁当（様々な種類のお弁当を用意して，その中から好きなお弁当を選んでいただき，食を楽しむ企画です。）
- ・毎月のイベント（乳製品・フルーツ・ケーキ等）
- ・2選択メニューの実施（おかずを2種類から選択できるサービスです。通所限定サービスではデザートや付け合わせを2種類の中から選択できるサービスもあります。）
- ・通常献立とは異なった12種類の特別メニュー（和・洋・中）から選んで楽しんでいただくサービスです。

＜認知リハビリを兼ねたクラブ活動＞

- ・調理クラブ（ご利用者様が食べたいメニューから，それに必要な材料まで購入して調理していくクラブ活動です。）

⑤ リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを更に充実して，安心して在宅生活ができるように支援いたします。

また，在宅復帰されたご利用者様のご自宅に訪問し，生活面でのフォローアップを中心に在宅復帰後のサポート体制を充実させ，安心して生活できるようにしてまいります。

（ア）リハビリテーションの多様化

様々な状態に合わせたリハビリテーションを行い、身体機能の維持向上を目指します。

<個別生活動作療法>

摂食及び嚥下練習、関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習）、起居動作練習、ベッドサイドでの起立・立位保持練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段（段差）昇降練習、家事動作練習

<物理療法（疼痛の緩和）>

ホットパック（湿式・乾式）、マイクロ波、低周波、足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー（治療器械）、筋力増強運動（マシンを使った練習を含む）、足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練）、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

<音楽療法>

歌うことや楽器を使用して、音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

（イ）機器の拡充

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

（ウ）在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して、快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案します。

2 通所リハビリテーションサービスの運営

（1）通所リハビリテーションサービスの運営

在宅生活の維持及び家族の介護負担の軽減を目的に実施しています。具体的には、通所リハビリ計画に基づき、心身の機能の維持回復を図ることを目的に、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等がリハビリを実施しています。

また、通所リハビリテーションサービスも生活困難者への支援を目的に減免規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。本年度も安心して在宅生活が営めるようサービスの向上に努めてまいります。

（2）感染症対策の徹底

新型コロナウイルス等の全ての感染症については、最新の対策マニュアル

を遵守して対応し、まん延防止に努めてまいります。

また、管理する上で欠かせない、衛生備品（マスク・手袋等）についても保管数を見直し、通常備蓄の3倍の備品を確保して、不測の事態に備えてまいります。

（3）通所リハビリテーションの概要

在宅生活の要である通所リハビリテーションは、他の通所サービスとは異なり、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種が、個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。

また、単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より、ご利用者様にご満足していただけるように各種イベントを開催して、楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上のため、下記の療法を実施してまいります。

＜個別生活動作療法＞

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習）、起居動作練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段（段差）昇降練習

＜物理療法（疼痛の緩和）＞

ホットパック（湿式・乾式）、マイクロ波、低周波、足浴

＜浮腫療法＞

リンパマッサージ、メドマー（治療器械）、筋力増強運動（マシンを使った練習を含む）、足浴

＜個別及び集団での認知療法＞

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練）、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

＜音楽療法＞

歌うことや楽器を使用して音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

＜機器の拡充＞

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

＜各種イベント等＞

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して、通う楽しみを提供し、継続したリハビリの提供ができるようにしてまいります。

月例会 毎月イベントを開催して、通う楽しみを提供します。

クラブ活動 リハビリの一環でもあるクラブ活動を更に充実させ、活動意欲の向上に努めます。

3 地域包括支援センター事業の運営

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活が続けることができるようにするため、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していく中で地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることができる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指し、各種の事業を実施してまいります。

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

<実態把握>

窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調査を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ一般介護予防事業につなげる等、早期対応できるようにします。

<総合相談業務>

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者への適切な支援につなげるようにします。

<地域支援ネットワーク構築業務>

効率的・効果的に地域包括支援センターの業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を予防します。

また、地域住民等が主体となって行う地域介護予防活動支援事業に係るサポーター活動の支援や健康相談・教育等を実施し、地域団体等と日頃から連携を図り、実際の活動に活用できるように体制を強化します。

これにより、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは見守り活動を行うことができるようにします。

② 権利擁護業務

<成年後見制度の活用>

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などのため成年後見人制度等を活用した支援を行います。

<高齢者虐待への対応>

「高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき, 速やかに当該高齢者の状況を把握し, 市と連携を図りながら適切な対応を行います。

<困難事例への対応>

困難事例を把握した場合は, 実態把握の上, 地域包括支援センターの専門職(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)が連携して対応を検討します。

<消費者被害の防止>

地域団体・関係機関との連携のもと, 消費者被害情報の把握を行い, 情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに, 被害の回復のための機関を紹介します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築>

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため, 関係機関との連携を構築し, 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源(地域の活力)を活用できるように, 地域の連携・協力体制を整備します。

<介護支援専門員に対する支援・指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備>

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常業務の実施に関し, 専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

また, 取手市介護支援専門員連絡協議会へ参加し情報提供や活動支援を行うほか, 事例検討会・研修会を開催し, 介護支援専門員の資質の向上を図るための支援を行うとともに, 地域の介護支援専門員が, 日常的に円滑な業務を実施できるように, 介護支援専門員のネットワークの構築に努めます。

④ 地域ケア個別会議の充実

介護支援専門員が抱える困難事例や, 地域住民や関係機関による支援要請事例等について, 多職種による検討を行い, 自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう, 地域ケア個別会議の充実に努めます。

また, 本人の自立支援・重度化防止を図るための介護予防のための地域ケア個別会議を実施します。

⑤ 認知症施策の推進

日々の総合相談や認知症相談により支援を必要とする住民の把握を行い, 相談後カンファレンスに参加する等, 認知症の疑いのある者の早期発見・対応, 適切なサービス利用や家族支援, 生活環境の調整等を行います。

また, 認知症サポーター養成講座の開催等を通じて, 地域住民への正しい知識の普及を図ります。

さらに, 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し, 認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられ

るよう、ケア体制の構築に努めます。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、市と共同で医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するため、取手市医師会が実施する事業に協力します。

⑦ 生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら暮らしていくためには、日常生活を支えていく生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターと連携するとともに、協議体を実施し協働でその取り組みを推進します。

なお、介護予防のための地域ケア個別会議には、生活支援コーディネーターも参画し、充実した生活支援サービスの体制整備を推進します。

(2) 第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

(3) その他

厚生労働省が作成した地域包括支援センター業務マニュアルをはじめ、地域包括支援センターの設置運営や地域支援事業の実施についての厚生労働省からの通知に沿って、地域支援事業を実施するものとします。

また、各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては、受託仕様に則り行ってまいります。

4 職員の処遇改善

社会問題となっている人材の不足を解消するために、今まで以上に働く人が魅力を感じる職場づくりを目指し、以下の充実を図ってまいります。

(1) 人事考課

キャリアパス（職員の資格や能力、勤続年数等に応じて、具体的な処遇アップやポスト、役職（処遇や役職のステップアップ経路）を決める等級制度）を確実にを行い、職場において自己を十分に発揮できるように職員のやる気を鼓舞してまいります。

(2) 職員教育制度の充実（オンライン研修等含む）

年間教育プログラムを計画して、個々のスキルアップを図ります。特に、認知症ケアに関しては実践者研修・実践リーダー研修・指導者研修等を介護職員中心に受講して認知症対応力向上促進に努めてまいります。

また、他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充、外部研修会・老人保健施

設協会主催の全国大会や県大会での研究発表等への参加を通じて、看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を図ってまいります。

(3) 奨学金制度

職員のスキル向上を目的とした奨学金制度を充実させ、資格取得を支援し、より良いケアの提供に努めてまいります。

(4) 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、産業医の指導のもと、積極的かつ効果的に職員の健康管理に努めてまいります。

① 健康管理活動

- ・ 定期健康診断実施後及びストレスチェック実施後の産業医による保健指導及び健康相談
- ・ 労働安全衛生法に基づくストレスチェック

② 教育活動

- ・ 産業医による健康セミナー
- ・ メンタルヘルスセミナー
- ・ 防災及び感染症対策シミュレーション

③ 健康づくり活動

- ・ 健康ニュース（新聞）の発刊
- ・ 職員への健康セミナー参加等推進活動

④ 職員の福利厚生

- ・ 職員の働く意欲やスキルアップを鼓舞するための奨学金制度の継続
- ・ 資格取得のための支援
- ・ 資質向上のための研修、技術指導等による職員の能力向上
- ・ 休暇制度の充実によるストレスの改善

5 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業

<地域貢献事業及び相談援助事業>

「緑寿荘セミナー」の開催

一般市民を対象に、できる限り要介護状態にならないための健康維持に関する各種講座を開催し、地域高齢者へ健康維持の啓発活動を行ってまいります。

「認知症予防セミナー及び緑寿荘カフェ」の開催

一般高齢者を対象に認知症予防セミナーを開催し、認知症に関する啓発及び認知症予防のための講義やトレーニングを実施してまいります。

また、セミナー終了後にオレンジカフェを開き、悩みや情報を共有しながら交流を図ることを目的に開催してまいります。

「介護教室」の開催

老人保健施設は在宅復帰を推進する施設です。その際、大事になってくるのは

ご自宅での介護方法です。ご家族様の目線に立ち、排泄・入浴・食事等の基本の介護技術を学び、安心して在宅復帰できるように支援してまいります。

「健康なんでも相談」の実施

電話・FAX・メール等を利用して、取手市民の健康に関する相談を受け付け、迅速に具体的解決方法を相談者へ回答いたします。

Ⅲ その他の事業

＜居宅介護支援事業＞

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいります。そのためにも専門性の高い介護支援専門員を育成し、地域社会に信頼される事業所の体制作りを目指します。

また、地域の高齢者の情報窓口である民生委員等の皆様と今まで以上に情報を共有し、安心して生活できるよう支援してまいります。

1 地域に信頼される居宅介護支援事業所として

- (1) 定期的な会議を通じて各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいります。
- (2) 24時間の相談体制により、ご利用者様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいります。それと同時に、緊急時に対応できるように対処してまいります。

2 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

- (1) 計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいります。
- (2) 各種研修会等へ参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいります。

Ⅳ 設備の更新及び修繕

長期修繕計画に基づき計画的修繕を実施して、安心安全に施設をご利用いただけるように次の修繕等を計画しています。

- ・施設外壁塗装及び屋上防水改修工事（コロナの影響で実施できなかった為）

Ⅴ 会計別予算計上

1 法人会計

- (1) 公益財団法人の管理運営
- (2) 理事会・評議員会の開催

2 介護老人保健施設会計

- (1) 介護老人保健施設入所・短期入所・通所リハビリテーション等の事業運営
- (2) 季節行事の実施（入所・通所）毎月行う季節イベント・緑寿荘セミナー等
- (3) 設備・修繕等
- (4) 職員研修の実施
- (5) 建物更新引当資産及び建物設備維持引当資産の管理

3 地域包括支援センター会計

- (1) 包括的支援事業
- (2) 介護予防支援業務
- (3) 職員研修の実施

4 居宅介護支援事業所会計

- (1) 介護保険制度の相談等
- (2) 介護（介護予防）サービス計画の実施
- (3) 受託契約の履行（介護保険認定調査の実施等）
- (4) 職員研修の実施